

令和7年門審第10号

裁 決

貨物船A岸壁衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 四級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官吉岡勉出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年12月31日12時58分僅か過ぎ

関門港田野浦区

2 船舶の要目

船種船名 貨物船A

総トン数 4,335トン

全長 110.00メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 3,603キロワット

3 事実の経過

(1) 設備及び性能等

Aは、平成3年6月に進水し、バウスラスター及び1機1軸の可変ピッチプロペラを装備した船尾船橋型鋼製セメント運搬船で、操舵室の前部中央に操舵スタンドが、その右舷側に機関遠隔操縦装置及び1号レーダーが、左舷側に2号レーダー及びサブレーダーがそれぞれ設置され、舵、バウスラスター及び機関の操作をそれぞれ行うことができる遠隔操縦装置が装備されていた。

海上公試運転成績書によれば、船首1.36メートル船尾4.99メートルの喫水において、前後進試験は、速力16.39ノットの状態から後進発令したとき、船体が停止するまでの所要時間及び距離が2分50秒及び685メートルであり、旋回試験は、速力16.95ノットの状態から舵角左35.5度及び右35度としたとき、最大縦距が378メートル及び370メートル、最大横距が357メートル及び391メートルであった。

(2) a受審人の経歴等

a受審人は、（一部省略）平成28年Aに船長として乗り組み、過去に数回関門港田野浦区太刀浦ふ頭への着岸操船を行ったことがあった。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか9人が乗り組み、石炭灰4,019トンを積載し、船首5.80メートル船尾6.28メートルの喫水をもって、令和5年12月28日15時10分北海道苫小牧港を発し、途中、食料等を補給するために関門港田野浦区太刀浦ふ頭4号岸壁（以下「4号岸壁」という。）に着岸する予定で、福岡県苅田港に向かつた。

ところで、4号岸壁は、法線048度（真方位、以下同じ。）の岸壁で、関門航路南側側線に面して築造された太刀浦ふ頭の北西部中央付近に位置していた。

また、a受審人の4号岸壁への着岸操船計画は、機関を中立運転とした後、同岸壁に45度ないし50度の進入角度及び5ノット以下の速力で接近し、4号岸壁まで250メートルで速力を4ノット、同岸壁まで60メートルないし80メートルで左舷錨を投下して速力を2ノットないし3ノットとし、左回頭して4号岸壁の約30メートル前面で船体を岸壁に平行にし、行きあしを止めて右舷着けとするものであった。

a受審人は、越えて31日08時00分山口県角島西方沖合で一等航海士から引き継いで船橋当直に就き、11時30分関門港に入域して関門航路を東行し、12時30分関門橋の南西方約1.5海里で減速を始め、同航路を出航して田野浦区に入域し、12時52分門司埼灯台から067.5度1.23海里の地点に至り、船首が112度を向き、7.3ノットの速力（対地速力、以下同じ。）となり、機関を中立運転とした。

a受審人は、船首に一等航海士、甲板長及び甲板手を、船尾に二等航海士をそれぞれ配置し、甲板手をレーダー監視に就け、操舵室前部に立って自らが遠隔操縦装置を操作して着岸操船に当たり、12時54分僅か過ぎ門司埼灯台から074.5度1.42海里の地点で、船首を4号岸壁に向く099度に向け、6.7ノットの速力で、手動操舵により進行した。

4号岸壁に向けたときa受審人は、同岸壁まで780メートルとなり、その後、過大な速力のまま4号岸壁に接近していることを認めたが、同岸壁に接近して微速力後進をかけければ無難に着岸できる

ものと思い、直ちに機関を後進にかけるなど、減速措置を十分にとらなかった。

a 受審人は、12時57分機関を微速力後進にかけ、4号岸壁まで60メートルで左舷錨を投下し、12時58分僅か前同岸壁が至近となり、機関を全速力後進にかけたものの、及ばず、12時58分僅か過ぎ門司埼灯台から080.5度1.81海里の地点において、Aは、船首が118度を向き、2.9ノットの速力となったとき、球状船首が4号岸壁に衝突した。

当時、天候は曇りで風力5の西風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、Aは球状船首に破口を伴う凹損を生じたが、のち修理され、4号岸壁は側面のコンクリートに欠損等を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件岸壁衝突は、関門港田野浦区において、4号岸壁に着岸する際、減速措置が不十分で、過大な速力のまま同岸壁に接近したことによって発生したものである。

a 受審人は、関門港田野浦区において、4号岸壁に着岸中、過大な速力のまま同岸壁に接近していることを認めた場合、直ちに機関を後進にかけるなど、減速措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、4号岸壁に接近して微速力後進とすれば無難に着岸できるものと思い、減速措置を十分にとらなかった職務上の過失により、過大な速力のまま4号岸壁に接近して衝突する事態を招き、船体及び岸壁にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の四級海技士（航海）の業務を

1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年9月11日

門司地方海難審判所

審判官 神崎和徳